

相談が解決した頃に夫が亡くなり、残された家族の
生活が困窮してしまった妻からの相談

■人権キーワード

高齢者、障がい者

■相談の主訴

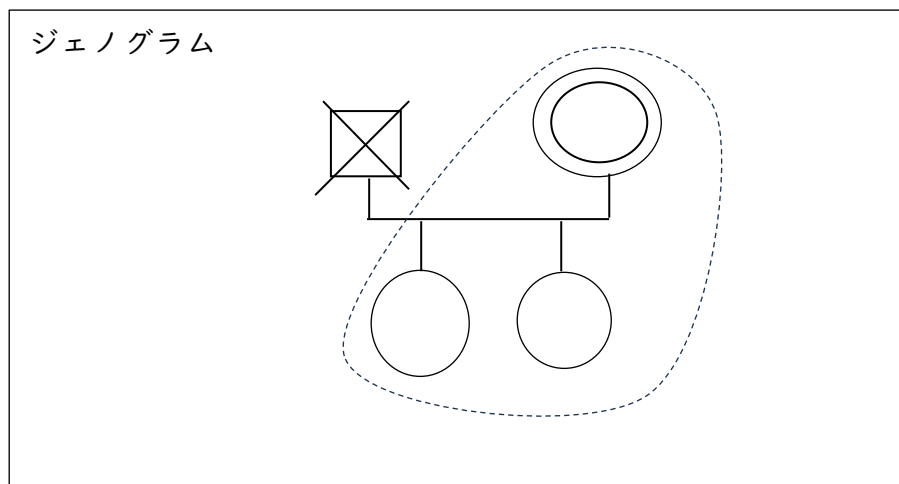
世帯主である夫が亡くなり、残された家族の生活が困窮してしまった妻からの相談

■相談者

- ・ 相談者は高齢の女性
- ・ 夫に頼って生活をされていて、夫が亡くなってからは家のことの決定権は娘が握っていた。

■家族状況

- ・ 長女と次女がいて、相談者と同居している。
- ・ 長女は以前働いていたが、相談時点ではひきこもり状態だった。
- ・ 次女は病気で障害者手帳を所持していて仕事ができなかった。



■相談に至った経緯

- ・ トラブルがきっかけで人権協会に相談に来られたが、トラブルが解決した頃に世帯主である夫が亡くなり、残された家族は生活が苦しいということで生活困窮の相談に切り替わった。

■相談内容・相談者の状況等

- ・ 夫が亡くなる前はマンションに4人で生活していた。
- ・ 生前は夫の年金だけで生活が成り立っていた。

- ・ 相談者は専業主婦を続けてきて働いたことがなく、子ども 2 人も無職だった。
- ・ 相談者の年金と遺族年金を合わせると月十数万円程度になり、家賃の未払いなどが続きカードローンで家賃に充てていた。それによって食費の捻出ができない状況になっていた。
- ・ 次女に障害年金を受け取れるのではと案内したが、病院からの診断が軽かったため受給することができなかった。
- ・ 生活保護ケースワーカーには車を所持しているので生活保護受給は無理だと言われた。

■対応

- ・ 社会福祉協議会のフードバンクを利用した食糧支援をお願いした。フードバンクではたくさんの食材をもらうことができた。
- ・ 相談者へ家計改善の助言を行い、家賃の安い住宅への引っ越しを促したが、引っ越し費用もないというので社会福祉協議会の生活福祉資金の相談につないだ。しかし、世帯収入が足りなかったため貸付を受けることができず断られた。
- ・ 家賃が高いマンションからの引っ越しが急務ではと提案。本人の希望に合った住宅を探した。
- ・ 長女が日雇い労働をすることとなり、収入が増えたので、再度生活福祉資金の相談をしたが、日雇いの給与明細では貸付できないと断られた。
- ・ 生活保護のケースワーカーに相談し、引っ越し費用の捻出だけの問題なら短期間の生活保護の受給が可能だとの提案を受けたが、娘は受給を拒否した。
- ・ 相談者にハローワークの仕事を紹介し、シルバー人材センターの求人等も案内したが、働いた経験がないことが原因で断られた。
- ・ その後、長女が仕事を続けられるようになり、引っ越し費用を捻出できるようになった。
- ・ 長女が働き続けて家族で生活していけばよいとのことで相談が終了した。

■評価および今後の課題

- ・ 今後は、3 人それぞれの生活に合わせた支援が重要であるため、見守りの継続、支援者の役割分担、サービスのマネジメントが課題である。
- ・ 生活困窮に関する諸制度は利用制限が厳しいため、却下されることも多く、却下後も粘り強いフォローができるかが課題である。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

- ・ 市町村の福祉事務所、障がい福祉担当部署
- ・ 市町村の生活困窮者自立支援窓口（生活困窮者自立支援事業）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 基幹相談支援センター

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 包括的相談支援窓口（重層的支援体制整備事業）
- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
- ・ 生活保護のケースワーカー
- ・ 大阪府内の地域就労支援センター
- ・ 大阪府内の就労移行支援事業所
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）